

東京都林業・木材産業改善資金貸付要領

16 産労農調第 194 号

平成 16 年 5 月 26 日

(趣 旨)

第 1 林業経営及び林業産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上を図るための林業・木材産業改善資金の貸付に関しては、東京都林業・木材産業改善資金貸付要綱（16 産労農調第 77 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(貸付資格認定の手続)

第 2 貸付資格の認定申請者は、要綱第 2 条第 1 項の規定による貸付資格認定申請書を特別区に住所を有する者にあつては産業労働局農林水産部に、特別区外に住所を有する者にあつては住所地を所管する森林事務所又は支庁に提出するものとする。ただし、都外に住所を有する者は、産業労働局農林水産部又は森林事務所に提出するものとする。

2 森林事務所長又は支庁長は、貸付資格認定申請書の記載事項を検討し、申請者から参考となる資料を徴する等して知事に送付するものとする。

3 知事は、要綱第 2 条第 2 項の規定により、林業・木材産業改善措置（以下「改善措置」という。）の内容が次の各号を満たしている場合に、別に定める林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を参考にして林業・木材産業改善資金（以下「資金」という。）の貸付資格を認定するものとする。

(1) 改善措置は都内を拠点とするものとし、目標が次のいずれかを満たしていること。

① 林業経営若しくは木材産業経営の改善を目的とするものにあつては、所得の向上が見込まれること。

② 林業労働に係る労働災害の防止を目的とするものにあつては、災害による労働損失日数等の減少が見込まれること。

③ 林業労働に従事する者の確保を目的とするものにあつては、新規雇用又は従業員全体に占める若年従業員数の割合等の増加が見込まれること。

(2) 当該認定に係る資金の貸付けが、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき知事が定める林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想、及び都道府県林業・木材産業構造改革プログラム作成要領（平成 14 年 2 月 26 日付 13 林政経第 166 号林野庁長官通知）に基づき知事が作成した林業・木材産業構造改革プログラムの内容に即したものであること。

(3) 当該認定の改善措置に係る事業（以下「事業」という。）が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、資金貸付け後 3 か月以内（3 か月以内に完了することが困難なもの（森林施業の継続した実施、研修等）については、改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであること。

(4) 当該認定に係る改善措置を実施するのに必要な資金以外の他の資金についても、その調達及び償還の確実性が十分見込まれるものであること。

(5) 都内に原則として住所があり、引続き 1 年以上（売上発生から 1 年以上）同一場所で営んでいること。

(6) 法人税（個人の場合は所得税）事業税及びその他の税金を滞納していないこと。

(7) 許可、認可、登録、届出等が必要な業種にあつては、当該許可等を受けていること。

4 知事は、前項により貸付資格の認定の可否を決定したときは、その旨を貸付資格認定申請者及び森林事務所長又は支庁長に通知するものとする。

5 第3項に規定する林業・木材産業改善資金運営協議会に関する事項は別に定める。

(資金の具体的内容)

第3 林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として行う林業労働に係る安全衛生施設又は林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入を実施するのに必要な資金は、要綱第6条第1号の資金のみを対象とする。

2 要綱第6条第3号の資金は、立木の取得そのものが改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高性能の林業機械や加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれないものとする。

3 要綱第6条第12号の資金は、改善措置の導入に係る原料調達費など、初度的経費に充てるのに必要なものに限られるものとする。

4 資金の対象として、土地及び建物（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこ栽培舎その他改善措置の実施に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれないものとする。

5 その他、資金の具体的な内容は、次に定めるとおりとする。

区 分	貸 付 内 容
新たな林業部門の経営の開始	① 従来行っていなかった森林施業の開始に必要な資金 ② 従来行っていなかった素材生産事業（造林事業）の開始に必要な資金 ③ 従来行っていなかった特用林産物生産の開始に必要な資金 ④ その他、新たな林業部門に係る事業の開始に必要な資金
新たな林業産業部門の経営の開始	① 従来行っていなかった木材製品の生産の開始に必要な資金 ② 従来行っていなかった木材卸売業又は木材市場業の営業の開始に必要な資金 ③ その他、新たな木材産業部門に係る事業の開始に必要な資金
林産物の新たな生産方式の導入	① 生産性の向上、品質の向上等に資する機械・施設の新たな導入に必要な資金 ② 生産性の向上、品質の向上等に資する事業実施方式の新たな導入に必要な資金
林産物の新たな販売方式の導入	① 林産物の流通コストの削減、安定的な販路の確保及び付加価値向上を図るための新たな販売方法の導入に必要な費用 ② 販売量の拡大や販売コストの低減に資する林産物の流通用機械・施設の新たな導入に必要な費用
林業労働に係る安全衛生施設の導入	労働災害を防止するために必要な安全生産及び負荷除去等の機械・施設の設置費用
林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入	林業労働に従事する者を確保するための保健施設等の設置費用

(貸付けの手続)

第4 貸付資格認定・貸付金の申込者は、要綱第7条第1項の規定による貸付資格認定申請書（要綱第1号様式）及び貸付申請書（要綱第3号様式）には、原則として（要領別表1）に掲げる資料を特別

区に住所を有する者にあつては産業労働局農林水産部に、特別区外に住所を有する者にあつては住所地を所管する森林事務所又は支庁に提出するものとする。ただし、都外に住所を有する者は、産業労働局農林水産部又は森林事務所に提出するものとする。

資金を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）の住所は、個人の場合は、住民登録をしてある住所、法人及び法人格のない団体（以下「団体等」という。）の場合は、主たる事務所の所在地を記入すること。

2 貸付申請書の提出期限は、毎年度、次のとおりとする。

第1回提出期限 4月末日

第2回提出期限 8月末日

第3回提出期限 12月28日

ただし、提出期限の日が休日の場合は、翌日以降の最初の開庁日とする。

3 森林事務所長又は支庁長は、貸付資格認定申請書（要綱第1号様式）及び貸付申請書の記載事項を検討し、貸付資格認定申請書にあつては、要領第2の3の（2）に掲げる林業・木材産業構造改革プログラムに即したものであるか否かについての意見書及び参考となる資料を添え知事に送付するものとする。産業労働局農林水産部にあつても、貸付資格認定申請書（要綱第1号様式）にあつては、森林課が記載事項を検討し要領第2の3の（2）に即したものであるか否かの意見書を添え調整課へ提出するものとする。

4 知事は、要綱第7条第2項の規定により貸付の可否を決定するときは、貸付資格の認定審査と一体的に審査するものとし、申請者に係る審査に当たっては必要と認める場合は中小企業診断士による申請者の経営診断を行うことができるものとする。

5 貸付金の額は、当該貸付けの属する年度の予算の範囲内とする。また、申請額は千円未満の端数を切り捨てることとする。

6 共同で申請する場合は、代表者を申請者とし、代表者以外のもので構成員以外のもを連帯債務者としてすることとする。

7 貸付申請書に記載する申請額の訂正は行わないものとする。

8 知事は、前項により貸付の可否を決定したときは、その旨を申請者及び森林事務所長又は支庁長に通知するものとする。

9 借受者は、知事が定める期限までに借用証書を提出しなければならない。

なお、借受者及び要綱第7条第4項の規定により連帯保証人を立てたときはその連帯保証人の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）を各1通添付するものとする。

借用証書作成の際には、次ぎに掲げる事項に留意することとする。

（1）借用書（要綱第5号様式）は自書・捺印し、訂正箇所には必ず訂正印を押印すること。ただし、借入金の訂正は認めないものとする。

（2）連帯債務者及び連帯保証人の欄において人数が多い場合で、継ぎ紙を用いる場合は、割り印（全員）を押すこととする。

10 貸付金の交付は、口座振込により行うものとし、借受者は、林業・木材産業改善資金請求書（第1号様式）を知事に提出するとともに、資金専用の預金口座を設けて、知事に当該口座の通帳の写し等を送付するものとする。

なお、申請者は、当該口座において、貸付金及び事業費の自己資金分の受け入れ並びに事業費の支出の経過を明確にするものとする。

11 担保及び連帯保証人については、下記のとおりとする。

（1）担保

適格要件、その他事務手続き等は別に定める。

(2) 連帯保証人

- ① 人数、設定要件、適格要件、その他事務手続きについては別に定める。
- ② 要綱第7条第4項第2号ただし書に規定する連帯保証人を立てる必要のない者は、次のとおりとする。
 - ア 造林の事業を行うことを主たる目的とする一般社団法人又は一般財団法人で、地方公共団体が、基本財産の額の過半数を拠出しているもの。
 - イ 造林の事業を行う市町村又は財産区

(融資機関による貸付の優先)

第5 要綱第7条第4項第1号に規定する知事が担保の提供を求めた場合に該当する貸付けを受けるものの場合、原則として、要綱第8条の規定による融資機関から貸付けを受けることを優先させるものとする。

(事業実施報告)

第6 借受者は、要綱第9条の規定による事業実施報告書には、次ぎに掲げる書類等を添えて知事に提出しなければならない。

- ① 事業の実施状況及び収支の状況を詳細に記録し、整理したもの
- ② 事業費の支払い等を確認できる納品書、領収書及び銀行通帳等の写し
- ③ 事業の確認ができる写真等
- ④ 機械等を購入した場合は製造番号等が確認できるもの。
- ⑤ 自動車を購入した場合は、車検証の写し
- ⑥ 施設を導入した場合は資産台帳等の写し
- ⑦ その他必用と認められる資料

知事は提出された事業実施報告書及び調査書（貸付要領様式2号）により、事業の確認を行い、貸付金に関する事業の帳簿、書類その他の物件を担当職員をして検査させることができる。また、事業費の増減を確認し、事業が貸付金以下となった場合は減少した貸付金の返還を求めることができる。

- (1) 借受者は、償還が完済するまで、書類を大切に整理保管しなければならない。
- 2 森林事務所長又は支庁長は、前項の事業実施報告書の提出があったときは、その記載事項を検討し、又は必要によっては事業実施結果の確認を調査書（貸付要領様式2号）により行ったうえ、知事に送付するものとする。

(計画変更の手続)

第7 要綱第10条の規定により改善措置計画変更の提出があったときは、第2及び第4の規定に準じて処理するものとする。

(償還の手続等)

第8 償還の手続等は次のとおりとする。

- (1) 要綱第12条の規定による均等年賦償還の方法の場合における均等年賦支払の算出にあたり、償還金の単位は千円とし、端数が生じたときは、これを第1回の償還金に加算するものとする。
- (2) 償還期日は貸付金の交付日に合わせて償還期日を定めるものとする。ただし、貸付金の償還期日が国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、休日という）日曜日又は土曜日に当たるときはその日後においてその日に最も近い休日、土曜日、日曜日にあたらない日とする。
- (3) 償還金、繰上償還金又は期限前償還金の払込みは、払込期日までに都が発行する納入通知書により行うものとする。

(その他)

第9 知事は、次に掲げる場合は借受者に対してそれぞれ規定する変更届の提出を求めるものとする。
なお、提出の際は変更を証する書類を添付することとする。

- (1) 連帯保証人（連帯債務者）を変更するとき、連帯保証人（連帯債務者）変更届（要領様式3号）
- (2) 連帯保証人、連帯債務者及び借受者が住所を変更したとき、住所変更届（要領様式4号）
- (3) 団体等の代表者が交替したとき代表者変更届（要領様式5号）
- (4) 借受者が死亡した場合で、その相続人が債務の履行に当たるとき相続人による借受者名義変更届（要領様式6号）
- (5) 連帯保証人、担保提供者が死亡したときその連帯保証人、担保提供者の相続人がその債務を引き継ぐものとする。
- (6) 貸付決定通知後、申請者の都合で資金を借受けしないことになったときは、申請者は遅滞なく辞退届（要領様式7号）に貸付決定通知を添え、知事に届け出なければならない。

附 則（平成16年16産労農調第194号）

- 1 この要領は交付の日から施行する。ただし、第4の2項貸付申請書の提出期限に限っては、平成17年度より施行する。
- 2 第2の貸付資格認定の手続きに関する事務については、別に定める。

附 則（平成16年16産労農調第541号）

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（平成17年16産労農調第888号）

この要領は平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年18産労農調第832号）

この要領は平成18年10月23日から施行する。

附 則（平成20年20産労農調第769号）

この要領は平成20年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日2産労農調第1223号）

この要領は決定の日から施行する。